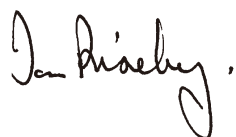


2017年～2018年度 国際ロータリーのテーマ



ロータリー：
変化をもたらす

2017～18年度 国際ロータリー会長
イアン H.S. ライズリー 氏




『錦帯橋の春』 写真提供：鈴木敏之 会員

4月は母子の健康月間

2017～2018年度(第60期 小原年度)

4月第2例会プログラム

4月12日(第2935回) VOL. **35**

- 点 鐘
- クラブソング
- ビジター紹介
- 幹事報告・委員会報告
- 会 食
- 新会員卓話
- にこにこBOX
- 出席報告
- 点 鐘
- クラブソング

- 会 長
- ともに歩もう
- 親睦活動委員会

- 高橋 信之 会員
- S.A.A
- 出席委員会
- 会 長
- ともに歩もう

RI(国際ロータリー)の創立:1905(明治38) 日本のロータリー創立:1920(大正9)

RI第2820地区 茨城県

RI(国際ロータリー) 承認 日本国内247番
創立 1958年2月14日(昭和33年)
承認 1958年3月7日(昭和33年)

事務局：土浦市中央2-16-9 (常陽銀行4F)
U R L <http://www.tsuchiura-rc.org>
例会場：L'AUBE Kasumigaura

土浦ロータリークラブ

姉妹クラブ RI第3520地区 台北陽明扶輪社
会長 小原 芳道 幹事 平島 隆之

TEL 029-822-1250 FAX 029-824-8830
E-mail office@tsuchiura-rc.org
毎週木曜日 12:30～13:30

★ ★ ★ ★ ★
60th
ANNIVERSARY

会長挨拶

小原 芳道 会長

4月になり、いよいよ60周年記念式典まで、1ヶ月となって参りました。今月よりはいままで準備してきたものを全員で共有して、当日に備えていただきたいと思います。本日のフォーラムにて皆様の役割を確認していただきます。よろしくお願いいたします。又、本日の例会よりクラブソングの練習が始まりましたが、その副題を「ともに歩もう」としました。式典当日、会員全員で歌えるように今後1ヶ月間練習したいと思います。記念事業についてですが、市立の新図書館が昨年11月に開館し、館長さんに卓話をさせていただきました。その際に記念事業についての提案をお願いしておりましたが、図書館内外に設置するデジタル式の電子案内板を2機贈呈することに決まりました。すでに発注しておりますので、式典までには設置できると思います。又、国際奉仕委員会を中心として台北陽明RCの歓迎準備も進んでおり、会員皆様のご協力を得て、陽明RCのメンバーとご家族の皆様を大いに歓迎したいと思います。式典、懇親会の準備も順調に行っておりますので当日が楽しみです。よろしくお願いいたします。



今月は霞ヶ浦ウォーキングが15日の日曜日にあります。今年はRACのメンバーと一緒に是非多くの会員の皆様と参加し、運動を兼ねてボランティア活動をしたいと思っております。当日が良い天気でありますようお願いしております。

4月は母子の健康月間になっております。世界ではいまだ乳児死亡率の高い地域がまだまだあります。ポリオもまだ完全撲滅には至っておりません。我々の奉仕活動が財団を通じて、世界で役立つことを祈念いたしまして、今月の会長挨拶といたします。

卓話「相続税のポイント」 (税理士の立場から)

鶴田 一郎 会員



相続税計算の仕組み——時間の関係で下記の例で説明します。

- 例)・法定相続人 子 二人 (長男A 二男B)
- ・相続財産の価格は適法な価格 (評価額) とします。
 - A の取得財産総額 47,000,000円 …… ①
 - B の取得財産総額 6,000,000円 …… ②
 - A の負担する葬儀費用 1,000,000円 …… ③
- 上記以外の財産、負債、葬儀費用は無いものとします。

1. 課税価格の合計額の計算

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 52,000,000 \dots\dots\dots \text{④}$$

2. 遺産に係る基礎控除額

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 2\text{人} \text{【法定相続人】}) = 4,200\text{万円}$$

3. 課税遺産総額

$$52,000,000 - 42,000,000 = 10,000,000 \dots\dots\dots \text{④}$$

4. 相続税総額の計算

- ・ A 長男 (法定相続人に応じた法定相続分) 1/2
 法定相続分に応ずる取得金額 ④ × 1/2 = 500万円
 相続税の総額の基となる税額 500万円 × 10% = 50万円 …… ⑤
- ・ B 二男 (法定相続人に応じた法定相続分) 1/2
 法定相続分に応ずる取得金額 ④ × 1/2 = 500万円
 相続税の総額の基となる税額 500万円 × 10% = 50万円 …… ⑥
- ・ 相続税総額 ⑤ + ⑥ = 100万円 …… ⑦

5. 相続人各人の算出税額の計算

・各人の按分割合

$$A \text{ 長男の課税価格合計額 } (① - ③) / \text{課税価格の合計額}④ \\ 4,600\text{万円} / 5,200\text{万円} = 88.46$$

$$B \text{ 二男の課税価格合計額 } (② - 0) / \text{課税価格の合計額}④ \\ 600\text{万円} / 5,200\text{万円} = 11.54$$

・各人の相続税額—相続税総額×各人の按分割合

$$A \text{ 長男 } 100\text{万円} \times 0.8846 = 884,600\text{円}$$

$$B \text{ 二男 } 100\text{万円} \times 0.1154 = 115,400\text{円}$$



幹事報告

第10回理事会報告 平成30年4月5日(木) 11:30～ 於:ローブ

■審議事項

1. 相藤 会員退会 承認の件 3月31日付けで退会することが承認された。
2. ロータリー財団地区補助金申請 承認の件
土浦図書館への電子案内板寄贈事業を地区補助金対象として申請することが承認された。
3. 5月例会プログラム 承認の件 下記のとおり承認された。

■報告・確認事項

1. 地区大会記念ゴルフ大会 2018年4月23日(月) 太平洋クラブ 美野里コース
2. 米山カウンセラーのためのオリエンテーション 2018年4月28日(土) ホテルマロウド筑波
3. 地区研修・協議会 (DTA) 2018年4月29日(日) 水戸プラザホテル
4. 地区大会 2018年5月26日(土)、27日(日) ノバホール
5. 4クラブ親睦ゴルフコンペ 2018年6月14日(木) 阿見ゴルフクラブ
6. ロータリーの夕べ 2018年6月14日(木) 割烹 魚清
7. 土浦新能倶楽部の役員に關本淳一会員を推薦しました。
8. 塚本健二様(つくば市役所勤務)の「南極越冬隊」の話がロータリーの友5月号へ掲載されます。

2017-18年度 5月のプログラム予定

青少年奉仕月間

5/12(土) 60周年記念式典

3日	休 会
10日	理事会(11)、会長挨拶、誕生祝、結婚記念祝、入会記念祝、ロータリーの友紹介
17日	青少年奉仕月間について 廣瀬 太 青少年奉仕委員長
24日	次年度クラブフォーラム、新会員卓話 高田知己会員
31日	休 会

